

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第3章第4節の規定に基づき、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令を次のように定める。

昭和37年10月23日

防衛庁長官 志賀健次郎

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令

改正 昭和40年2月26日庁訓第9号
昭和42年7月26日庁訓第14号
昭和45年5月29日庁訓第21号
昭和48年6月29日庁訓第31号
昭和53年7月1日庁訓第30号
昭和55年3月13日庁訓第1号
昭和56年2月10日庁訓第1号
昭和56年3月26日庁訓第10号
昭和56年3月26日庁訓第11号
昭和57年3月20日庁訓第3号
昭和57年4月30日庁訓第19号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和60年12月21日庁訓第42号
昭和61年1月30日庁訓第1号
昭和61年3月18日庁訓第6号
昭和63年4月8日庁訓第12号
昭和63年4月16日庁訓第31号
昭和63年12月28日庁訓第42号
平成3年3月2日庁訓第2号
平成4年4月21日庁訓第42号
平成4年8月10日庁訓第54号
平成6年8月25日庁訓第43号
平成7年3月28日庁訓第13号
平成7年6月27日庁訓第40号
平成8年3月29日庁訓第20号
平成8年12月27日庁訓第56号
平成9年1月17日庁訓第1号
平成9年6月30日庁訓第31号
平成10年3月27日庁訓第14号
平成10年12月2日庁訓第46号
平成11年3月30日庁訓第22号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成14年3月22日庁訓第13号
平成15年3月27日庁訓第21号
平成16年10月28日庁訓第77号
平成16年12月28日庁訓第83号

平成17年 3月30日庁訓第32号
平成17年 7月29日庁訓第63号
平成18年 3月27日庁訓第12号
平成18年 3月31日庁訓第63号
平成18年 6月26日庁訓第75号
平成18年 7月28日庁訓第83号
平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成19年 3月29日省訓第24号
平成19年 8月30日省訓第145号
平成19年12月25日省訓第166号
平成20年 3年25日省訓第12号
平成20年 9月30日省訓第52号
平成21年 3月11日省訓第 4号
平成21年 7月29日省訓第48号
平成22年 6月21日省訓第24号
平成22年 6月30日省訓第26号
平成22年12月22日省訓第44号
平成23年 4月 1日省訓第16号
平成23年 9月29日省訓第36号
平成24年 3月29日省訓第12号
平成25年 3月 7日省訓第 8号
平成27年10月 1日省訓第39号
平成27年11月27日省訓第51号
平成28年 3月28日省訓第18号
平成28年 3月31日省訓第35号
平成28年11月 8日省訓第65号
平成28年12月28日省訓第72号
平成29年 3月31日省訓第23号
平成30年 3月29日省訓第23号
令和 2年 9月30日省訓第57号
令和 3年 3月26日省訓第14号
令和 3年12月24日省訓第57号
令和 4年 3月15日省訓第10号
令和 5年 3月31日省訓第23号
令和 5年12月28日省訓第119号
令和 6年 3月29日省訓第47号

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛官の勤務時間、休暇並びに休暇の承認及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令（第5号に掲げる用語にあつては、第9条第7項第1号に掲げる自衛官（同号に規定する配偶者等の介護をする自衛官に限る。）を除く。）において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「幕僚長」とは、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (2) 「部隊等」とは、幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに統合幕僚学校をいう。
- (3) 「幕僚監部」とは、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部をいう。
- (4) 「駐屯地司令等」とは、駐屯地司令、自衛隊体育学校長、自衛隊中央病院長、自衛隊地方協力本部長、別表第1に掲げる海上自衛隊の部隊等の長、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長及び基地司令をいう。
- (5) 「子」とは、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により自衛官が当該自衛官との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該自衛官が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である自衛官に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である自衛官（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができないものに限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されているもの及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子をいう。

（勤務の本旨）

第3条 自衛官は、この訓令に定める勤務時間外においても、行動、訓練若しくは演習のため、又はその他勤務の必要により、勤務することを命ぜられた場合には、何時でも職務に従事するものとする。

（部隊等の日課）

第4条 部隊等（海上自衛隊の海上部隊を除く。）に勤務する自衛官の通常の日課は、次のとおりとする。

起床	6時
日朝点呼	6時15分
課業開始	8時15分
課業終了	12時
休憩時間	12時—13時
課業開始	13時
課業終了	17時
巡検（海上自衛隊の陸上部隊及び機関に限る。）	20時
日夕点呼（海上自衛隊の陸上部隊及び機関を除く。）	21時40分
消灯	22時

2 日曜日及び土曜日は、休養日とする。

3 駐屯地司令等、統合幕僚学校長、自衛隊情報保全隊司令及び自衛隊サイバー防護隊司令は、季節その他特別の事情により、第1項に規定する日課により難しい場合には、幕僚長の承認を得て、日課時間を1時間以内繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は休憩時間を15分以内短縮することができる。ただし、休憩時間を短縮した場合には、日課の午前及び午後の課業時間の合計が7時間45分となる日課を定めなければならない。

（内部部局等の日課）

第5条 防衛省本省の内部部局、施設等機関、幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁（以下「内部部局等」という。）に勤務する自衛官

の通常の日課は、次のとおりとする。

課業開始 8時30分

課業終了 12時

休憩時間 12時から13時

課業開始 13時

課業終了 17時15分

- 2 日曜日及び土曜日は、休養日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地域に所在する内部部局等に勤務する自衛官の日課は、交通機関の混雑状況等に応じて、当該内部部局等が所在する地域ごとに、人事教育局長が定めることができる。
- 4 防衛省本省の内部部局にあつては大臣官房長、防衛省本省の施設等機関にあつては施設等機関の長、幕僚監部にあつては幕僚長、情報本部にあつては情報本部長、防衛監察本部にあつては防衛監察監、地方防衛局にあつては地方防衛局長、防衛装備庁にあつては防衛装備庁長官（以下「官房長等」という。）は、特別の事情により、第1項の規定又は前項の人事教育局長による定めにより難しい場合には、防衛大臣の承認を得て、別に日課を定めることができる。
- 5 海上自衛隊又は航空自衛隊に勤務する陸上自衛官、陸上自衛隊又は航空自衛隊に勤務する海上自衛官並びに陸上自衛隊又は海上自衛隊に勤務する航空自衛官の日課は、それぞれ当該自衛官の勤務する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官の例による。

（課業時間外に勤務を命ずる場合の時間等の管理）

第6条 所属長（第12条に規定する所属長をいう。以下この条、第11条第2項及び第11条の2において同じ。）は、内部部局等に勤務する自衛官（医療業務に従事する医師である自衛官（以下この条において「医療従事医官」という。）を除く。以下この条において「内部部局等勤務自衛官」という。）及び医療従事医官に課業時間外の勤務を命ずる場合は、次の各号に掲げる内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限となるよう、適切に業務を管理するものとする。

- (1) 次号及び次項各号に掲げる部署以外の部署に勤務する内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官 次に掲げる内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（ア、ウ及びエにあつては、時間）
 - ア イからエまでに掲げる内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官以外の内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官 次の(ア)及び(イ)に定める時間
 - (ア) 1箇月において課業時間外の勤務を命ずる時間 45時間
 - (イ) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 360時間
 - イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数
 - (ア) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 720時間
 - (イ) ア及び次号（ア（イ）を除く。）に規定する時間及び月数並びに内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間及び月数
 - ウ 1年において勤務する部署が次項第1号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた医療従事医官 次の（ア）及び（イ）に定める時間
 - (ア) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 960時間
 - (イ) ア及び次項第1号ア（ア）に規定する時間並びに医療従事医官の健康及び

- 福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間
- エ 1年において勤務する部署が次項第2号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた医療従事医官 次の(ア)及び(イ)に定める時間
- (ア) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 1, 860時間
- (イ) ア及び次項第2号ア(ア)に規定する時間並びに医療従事医官の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間
- (2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。次項において同じ。)の比重が高い部署として所属長が指定するものに勤務する内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官 次に掲げる内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(イ及びウにあつては、時間)
- ア 内部部局等勤務自衛官並びにイ及びウに掲げる医療従事医官以外の医療従事医官 次の(ア)から(エ)までに定める時間
- (ア) 1箇月において課業時間外の勤務を命ずる時間 100時間未満
- (イ) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 720時間
- (ウ) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において課業時間外の勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間 80時間
- (エ) 1年のうち1箇月において45時間を超えて課業時間外の勤務を命ずる月数 6箇月
- イ 1年において勤務する部署が次項第1号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた医療従事医官 次の(ア)及び(イ)に定める時間
- (ア) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 960時間
- (イ) ア及び次項第1号ア(ア)に規定する時間並びに医療従事医官の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間
- ウ 1年において勤務する部署が次項第2号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた医療従事医官 次の(ア)及び(イ)に定める時間
- (ア) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 1, 860時間
- (イ) ア及び次項第2号アに規定する時間並びに医療従事医官の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間
- 2 所属長は、前項に定めるもののほか、防衛医科大学校病院、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院において医療従事医官に課業時間外の勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる医療従事医官の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間の範囲内で必要最小限の課業時間外の勤務を命ずるものとする。
- (1) 他律的業務の比重が高い部署として所属長が指定するものに勤務する医療従事医官 次に掲げる医療従事医官の区分に応じ、それぞれ次に定める時間
- ア イに掲げる医療従事医官以外の医療従事医官 次の(ア)及び(イ)に定める時間
- (ア) 1箇月において課業時間外の勤務を命ずる時間 原則として100時間未満
- (イ) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 960時間
- イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた医療従事医官 次の(ア)及び(イ)に定める時間
- (ア) 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 1, 860時間
- (イ) ア及び次号アに規定する時間並びに医療従事医官の健康及び福祉を考慮し、防衛大臣の定める期間において防衛大臣の定める時間

- (2) 他律的業務の比重が高い部署として、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において救急医療の提供又は臨床研修に係る業務等に従事するために前号の時間を超える必要があると認められる場合に、所属長が指定するものに勤務する医療従事医官 次のア及びイに定める時間
- ア 1箇月において課業時間外の勤務を命ずる時間 原則として100時間未満
- イ 1年において課業時間外の勤務を命ずる時間 1,860時間
- 3 所属長が、特例業務（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する行動に関する業務、重要な政策の企画、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと所属長が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官に対し、前2項各号に掲げる時間又は月数を超えて課業時間外の勤務を命ずる必要がある場合については、これらの項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。防衛大臣が定める期間において特例業務に従事していた内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官に対し、前2項各号に掲げる時間又は月数を超えて課業時間外の勤務を命ずる必要がある場合として防衛大臣が定める場合も、同様とする。
- 4 所属長は、前項の規定により、第1項各号及び第2項各号に掲げる時間又は月数を超えて内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官に課業時間外の勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該勤務を命じた日に属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、内部部局等勤務自衛官及び医療従事医官に課業時間外に勤務を命ずる場合における時間及び月数の範囲に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。
- （健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保）
- 第6条の2 官房長等は、自衛官の適正な勤務条件の確保を図るため、自衛官の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。
- 第7条 削除
- （海上部隊の日課）
- 第8条 海上自衛隊の海上部隊に勤務する自衛官の日課は、海上幕僚長が防衛大臣の承認を得て定めるものとする。
- （日課の特例）
- 第9条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、部隊等の長及び官房長等は、次の各号に掲げる場合において、隊務の運営に支障がある場合を除き、人事教育局長の定めるところにより、当該自衛官に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）による特別の日課を定めることができる。ただし、第3項又は第7項（第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により日課を定められた自衛官については、この限りでない。
- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある自衛官が、その子を養育するために請求した場合
- (2) 小学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に規定する義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（第6項第2号アにおいて「小学校等」という。）に就学している子のある自衛官が、児童福祉法（昭和

- 22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の事業であつて子どもの育成を支援するもの(人事教育局長が指定するものに限る。)を行う施設にその子(これらの事業により育成される者に限る。)を出迎え又は見送りに赴くために請求した場合
- (3) 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。)第49条第1項第9号の4に規定する要介護者(第14条の2第8項において単に「要介護者」という。)のある自衛官が当該要介護者を介護するために請求した場合
- (4) 隊務に関連性のある夜間大学の課程、セミナー、資格講座等による修学等のために自衛官が請求した場合
- 2 第4条及び第5条の規定にかかわらず、部隊等の長及び官房長等は、国際関係、予算折衝等の業務に従事する自衛官の疲労蓄積の防止を図るため早出遅出勤務をさせる必要があると認める場合にあつては、人事教育局長の定めるところにより、当該隊員に早出遅出勤務による特別の日課を定めることができる。
- 3 部隊等の長及び官房長等は、自衛官(第10項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項及び第7項において同じ。)について、始業及び終業の時刻について自衛官の申告を考慮して当該自衛官の日課を定めることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、次項の規定により、自衛官の申告を経て、4週間(4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事教育局長の定めるところにより、人事教育局長の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間)ごとの期間(次項第1号イにおいて「単位期間(一般)」という。)につき1週間当たり38時間45分となるように当該自衛官の日課を定めることができる。
- 4 前項の規定による日課の定めは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 日課の午前及び午後の課業時間の合計は、次に定めるとおりとすること。
- ア 1日につき2時間(部隊等の長及び官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、2時間を超え4時間以下の範囲内で当該部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める時間)以上とすること。ただし、休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び規則第49条第1項第16号に規定する年末年始の特別休暇をいう。以下同じ。)については、7時間45分とすること。
- イ 単位期間(一般)をその初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間(一般)が1週間である場合にあつては、単位期間(一般))ごとにつき1日を限度として部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める日については、アに定める時間未満とすることができること。
- (2) 月曜日から金曜日まで(前号イに定めるあらかじめ定める日を除く。)の9時から16時までの時間帯において、休憩時間を除き、部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める連続する2時間(部隊等の長及び官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、2時間を超え4時間以下の範囲内で当該部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める時間)は、当該部隊等に勤務するこの項の基準により日課を定める自衛官に共通する課業時間とすること。
- (3) 午前の課業開始は5時以後に、午後の課業終了は22時以前に設定すること。
- 5 自衛官の疲労蓄積の防止等に必要な場合として人事教育局長の定めるところに係る第3項の規定による日課の定めについては、人事教育局長の定めるところにより、

前項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

- 6 第4項（休日等に割り振る課業時間に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、部隊等の長及び官房長等は、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事教育局長の定めるところにより、日課の基準について別段の定めをすることができる。
- 7 部隊等の長及び官房長等は、次に掲げる自衛官（規則第43条第2項ただし書に規定する防衛大臣の定める自衛官をいう。以下この項において同じ。）について、休養日並びに始業及び終業の時刻について、自衛官の申告を考慮して、規則第43条第2項本文の規定による休養日に加えて当該自衛官の休養日を設け、及び当該自衛官の日課を定めることが隊務の運営に支障がないと認める場合には、同項並びに第4条及び第5条の規定にかかわらず、第9項の規定により、自衛官の申告を経て、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち自衛官が選択する期間（第9項第1号において「単位期間（特定）」という。）につき規則第43条第2項本文の規定による休養日に加えて当該自衛官の休養日を設け、及び当該期間につき1週間当たり38時間45分となるように自衛官の日課を定めることができる。
 - (1) 子の養育又は配偶者等（配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに自衛官又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び自衛官との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事教育局長の定めるもの。次号において同じ。）の介護をする自衛官
 - (2) 前号に掲げる自衛官の状況に類する状況にある自衛官として次に掲げるもの
 - ア 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校等に就学している子を養育する自衛官
 - イ 配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する自衛官
- 8 前項各号列記以外の部分の規定は、医師である自衛官であつて、その能力の維持向上のために防衛省の施設以外の病院又は診療所その他これらに準ずる施設において、医業を行うものについて準用する。この場合において、前項中「次に掲げる自衛官」とあるのは「医師である自衛官であつて、その能力の維持向上のために防衛省の施設以外の病院又は診療所その他これらに準ずる施設において、医業を行うもの」と、「第9項」とあるのは「次項」と、「1週間、2週間、3週間又は4週間のうち自衛官が選択する期間」とあるのは「4週間の期間」と読み替えるものとする。
- 9 前2項の規定による休養日及び日課の定めは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 規則第43条第2項本文の規定による休養日に加えて設ける休養日は、単位期間（特定）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間（特定）が1週間である場合にあつては、単位期間（特定）。次号において「単位期間（特定）」という。）ごとにつき1日を限度とすること。
 - (2) 日課の午前及び午後の課業時間の合計は、次に定めるとおりとすること。
 - ア 1日につき2時間（部隊等の長及び官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、2時間を超え4時間以下の範囲内で部隊等ごとにあらかじめ定める時間）以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。
 - イ 区分期間（特定）（前号の規定による休養日を含む区分期間（特定）を除く。）ごとにつき1日を限度として自衛官があらかじめ指定する日（休日等を除く。次号において「特例対象日」という。）については、アに定める時間未満とす

ることができること。

(3) 月曜日から金曜日までの9時から16時までの時間帯において、休憩時間を除き、部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める2時間（部隊等の長及び官房長等が、円滑な隊務の運営に必要と認める場合は、2時間を超え4時間以下の範囲内で当該部隊等の長及び官房長等が部隊等ごとにあらかじめ定める連続する時間）は、当該部隊等に勤務するこの項の基準により日課を定める自衛官に共通する日課とすること。ただし、特例対象日を指定した自衛官の当該特例対象日については、この限りでないこと。

(4) 午前の課業開始は5時以後に、午後の課業終了は22時以前に設定すること。

10 通信業務その他の特殊の業務に従事する自衛官で第4条及び第5条に規定する日課によることが適当でない認められるものについては、幕僚長、情報本部長及び部隊等の長は、それぞれ別に日課を定めることができる。この場合において、部隊等の長は、当該部隊等の所在する駐屯地、基地等の駐屯地司令等と協議するものとする。

11 第5項及び第6項の規定は、第7項（第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による休養日及び日課の定めについて準用する。この場合において、第5項中「第3項」とあるのは「第7項（第8項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、「前項第2号」とあるのは「第9項第3号」と、第6項中「第4項」とあるのは「第9項第2号から第4号まで」と読み替えるものとする。

12 部隊等の長及び官房長等は、第3項又は第7項（第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により日課を定める場合には、連続する正規の勤務時間が4時間30分（隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認める場合には、6時間30分）を超える前に休憩時間を置かなければならない。

13 第4条及び第5条の規定にかかわらず、部隊等の長及び官房長等は、人事教育局長の定めるところにより、休憩時間について別段の定めをすることができる。

（特別の日課）

第10条 部隊等の長は、行動、訓練、演習等のため必要がある場合には、第4条の規定にかかわらず特別の日課を定めることができる。

（代日休養）

第11条 規則第43条第3項の規定により自衛官を休養日以外の日において休養させる場合には、勤務時間に応じて次の各号に定めるところにより、休養させることができる。

(1) 4時間以上7時間45分未満の勤務を命じた場合 4時間の休養

(2) 7時間45分以上の勤務を命じた場合 1日の休養

2 前項の休養をさせる場合には、所属長が行うものとする。

（休日の代休日）

第11条の2 規則第45条の2第1項の規定により自衛官に対し代休日を指定する場合には、所属長が行うものとする。

（所属長）

第12条 規則第47条第7項に規定する所属長（以下「所属長」という。）は、次の表の左欄に掲げる者についてそれぞれ右欄に定める者とする。

幕僚長及び情報本部長	防衛大臣
その他の自衛官	1佐又は職務の級8級（行政職俸給表（一）職務の級8級及びこれに対応する別表第2の職務の級をいう。）

以上の直属の上司で最も近いもの。ただし、これによることが適当でないとき認められる場合にあつては、官房長等が別に定めることができる。

(年次休暇)

- 第13条 規則第47条第2項第1号の勤務1月は、各月における勤務日数がその月の15日以上であるときは1月として計算し、15日に満たないときはこれを切り捨てる。
- 2 前項の勤務日数の計算において、休日、代休日、休暇（無給休暇を除く。）、休養日その他防衛大臣が別に定める事由により勤務しなかつた期間は、勤務したものとみなす。
 - 3 規則第47条第2項第2号の防衛大臣が定める法人は、次の各号に掲げる法人とする。
 - (1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
 - (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）
 - (3) 前2号に掲げる法人のほか、防衛大臣がこれらに準ずる法人であると認めるもの
 - 4 規則第47条第2項第2号の防衛大臣が定める日数は、2日に同号に規定する国家公務員等（以下「国家公務員等」という。）としての勤務の月数（第1項及び第2項の規定により計算した勤務の月数をいう。以下「勤務月数」という。）を乗じて得た日数（以下この項において「取得日数」という。）から、新たに自衛官となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数とする。この場合において、その減ずべき日数が取得日数を超えるときにおける減ずべき日数は、その取得日数とする。
 - 5 規則第47条第2項第3号の防衛大臣が定める自衛官は、次に掲げる自衛官とする。
 - (1) 当該年の前年において国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第24条第1項において準用する官民人事交流法（以下「準用官民人事交流法」という。）第8条第2項に規定する交流派遣職員であつた者であつて引き続き当該年に職務に復帰したもの
 - (2) 当該年の前年において自衛官であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び自衛官となつたもの
 - (3) 当該年の前年において自衛官であつた者であつて引き続き当該年に準用官民人事交流法第8条第2項に規定する交流派遣職員となり引き続き職務に復帰したもの
 - 6 規則第47条第2項第3号の防衛大臣が定める日数は、2日に自衛官となつた日の前日までの間の当該年の勤務月数を乗じて得た日数に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が24日を超える場合にあつては、24日）を加えて得た日数（前年に自衛官候補生であつた者で引き続き当該年に新たに自衛官となつた者にあつては、2日に自衛官となつた日の前日までの間の当該年及び当該年の前年の勤務月数を乗じて得た日数。以下この項において「取得日数」という。）から、自衛官となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数とする。この場合において、そ

の減すべき日数が取得日数を超えるときにおける減すべき日数は、その取得日数とする。

7 第4項及び前項の規定の適用を受ける自衛官のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、防衛大臣が別に定める日数とする。

8 規則第47条第6項の防衛大臣の定める自衛官は、第9条第10項の規定により日課を定められた自衛官とする。

(病気休暇)

第13条の2 規則第48条第2項の防衛大臣が定める日は、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休養日等（規則第48条第3項に規定する休養日等をいう。次項において同じ。）その他の病気休暇の日以外の勤務しない日とし、規則第48条第2項第3号の防衛大臣が定めるものは、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号。以下この条及び次条において「健康管理訓令」という。）第15条の規定により健康管理訓令別表第2に規定する生活規正の面要軽業の指示を受けて採られる健康管理訓令第16条の規定による事後措置とする。

2 規則第48条第3項の防衛大臣が定める場合は、連続する8日以上の間における休養日等以外の日の日数が3日以下である場合とし、同項の防衛大臣が定める期間は、当該期間における休養日等以外の日の日数が4日以上である期間とし、同項の防衛大臣が定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第26条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間

(2) 生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間

(3) 規則第49条第1項第4号から第5号まで及び第8号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間

(4) 介護休暇により勤務しない時間

(5) 介護時間により勤務しない時間

(特別休暇)

第14条 規則第49条第1項第2号の3口の防衛大臣が定めるものは、次に掲げる施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（第4号及び第8号に掲げる施設を除く。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

(3) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設

- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
 - (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校
 - (9) 前各号に掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であつて人事教育局長が定めるもの
- 2 規則第49条第1項第3号の防衛大臣が定める期間は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までとする。
 - 3 規則第49条第1項第3号の2の防衛大臣が定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。
 - 4 規則第49条第1項第4号の防衛大臣の定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1) 妊娠満23週まで 4週間につき1回（医師等の特別の指示があつた場合には、その指示された回数とする。次号から第4号までにおいて同じ。）必要と認められる時間
 - (2) 妊娠満24週から満35週まで 2週間につき1回必要と認められる時間
 - (3) 妊娠満36週から出産まで 1週間につき1回必要と認められる時間
 - (4) 出産後1年以内 当該期間内に1回必要と認められる時間
 - 5 規則第49条第1項第4号の2の防衛大臣の定める期間は、正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は同号の特別休暇を請求した隊員について他の規定により特別休暇を承認している時間に連続する時間以外の時間で、適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。
 - 6 規則第49条第1項第5号の防衛大臣の定める期間は、勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
 - 7 規則第49条第1項第9号の防衛大臣が定める期間は、自衛官の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までとする。
 - 8 規則第49条第1項第9号の4の防衛大臣の定める期間は、2週間以上の期間とする。
 - 9 規則第49条第1項第10号の防衛大臣が定める親族は、別表第3の親族の欄に掲げる親族とし、同号の防衛大臣が定める範囲内の期間は、同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間とする。
 - 10 規則第49条第1項第11号の防衛大臣の定める年数は、15年とする。
 - 11 規則第49条第1項第12号の2の防衛大臣の定めるものは、健康管理訓令別表第1に掲げる検診の項目をおおむね含み、かつ、官房長等又は防衛省共済組合が計画し、実施するものとする。
 - 12 規則第49条第1項第12号の2の防衛大臣が認めるときは、次に掲げる場合とし、防衛大臣が定める期間は、2日の範囲内の時間とする。
 - (1) 自衛官が、午後に始まり、翌日の午前中に終了する総合的な健康診査を選択する場合
 - (2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興対策実施地域又は山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく振興山村に勤務している自衛官が1泊2日の総合的な健康診査を選択する場合
 - (3) 自衛官の健康管理上健康管理者（健康管理訓令第2条の規定による健康管理を行う者をいう。）が特に必要と認める検診項目を含む1日以内の総合的な健康診査が存在しないため、自衛官が当該検診項目を含む1泊2日の総合的な健康診査

を選択する場合

- (4) 官房長等又は防衛省共済組合と総合的な健康診査を実施する病院等との契約上、1日以内の総合的な健康診査だけでは希望する自衛官が受診できない状況にある場合において、自衛官がやむを得ず1泊2日の総合的な健康診査を選択する場合
- 13 規則第49条第1項第17号の規定による防衛大臣が定める場合及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条又は第84条の規定による通信教育を受講する者が、所定の面接授業を受講しようとする場合 60日を超えない範囲内で必要と認められる日
 - (2) 3級以上の賞詞を受けた場合 3日以内で所属長が定める日
 - (3) 親族の疾病又は親族の現住居の滅失若しくは損壊の場合で、特に必要と認められるとき 必要と認められる日
 - (4) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第3条第5号に掲げる業務又は第27条第1項の規定による業務に従事した場合で、防衛大臣が特に必要と認めるとき 10日以内で防衛大臣が定める日
 - (5) その他防衛大臣が必要と認める場合 防衛大臣が定める期間
- 14 規則第49条第2項第2号の防衛大臣の定める特別の事由は、別に定める。
- 15 規則第49条第1項第3号の2及び第9号から第9号の4までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

（介護休暇）

- 第14条の2 規則第49条の2第1項に規定する隊員の申出は、同項に規定する指定期間（以下この条及び第16条第6項において単に「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、所属長に対し行わなければならない。
- 2 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第5項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
 - 3 自衛官は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、所属長に対し申し出なければならない。
 - 4 所属長は、自衛官から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
 - 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第15条の2第1項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期

間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

7 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

8 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第14条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第15条 規則第49条第4項の防衛大臣が定める特別休暇は、同条第1項第6号及び第7号の休暇とする。

2 所属長は、病気休暇又は特別休暇（前項に規定するものを除く。）の請求について、規則第48条第1項に定める場合又は第49条第1項各号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、隊務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第15条の2 所属長は、介護休暇又は介護時間の請求について、規則第49条の2第1項又は第49条の2の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち隊務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

2 所属長は、介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

（休暇の手続）

第16条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇（第15条第1項に規定する特別休暇を除く。）の承認を受けようとする自衛官は、休暇を記録する書類（第18条に規定する休暇を記録する書類をいう。以下第4項及び第6項において同じ。）にあらかじめ記入して所属長に請求しなければならない。ただし、規則第49条第1項第16号、規則第49条第2項及び第14条第12項第2号の特別休暇並びに営舎内居住の自衛官の病気休暇については、この限りでない。

2 前項前段の規定にかかわらず、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、当該自衛官は、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

3 第1項の請求があつた場合には、所属長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該自衛官に対して当該決定を通知するものとする。

4 規則第49条第1項第6号の申出は、休暇を記録する書類にあらかじめ記入する

ことにより所属長に対して行わなければならない。

- 5 規則第49条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなつた女子である自衛官は、その旨を速やかに所属長に届け出るものとする。
- 6 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする自衛官は、あらかじめ休暇を記録する書類に記入して所属長に請求しなければならない。この場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事教育局長が定める場合には、人事教育局長が定める期間)について一括して請求しなければならない。
- 7 所属長は、規則第49条第1項第2号の3の休暇を承認するに当たっては、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動の計画を明らかにする書類の提出を求めるものとする。
- 8 所属長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇証)

第17条 所属長は、営舎内居住の自衛官に休暇を承認した場合には、休暇証を交付するものとする。

- 2 休暇証を交付された自衛官は、これを休暇期間中常時携帯しなければならない。

(休暇を記録する書類)

第18条 所属長は、休暇を記録する書類を備え、休暇の種類、休暇期間、休暇日数、年次休暇の累計及び残日数等を明らかにしておかなければならない。

(委任規定)

第19条 この訓令の実施について必要な事項は、官房長等が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。

保安官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和28年保安隊訓令第18号)

海上自衛官の勤務時間、休暇及び上陸等に関する訓令(昭和30年海上自衛隊訓令第9号)

附 則(昭和40年2月26日庁訓第9号)

この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。ただし、この訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令別表の規定及びこの訓令による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令別表第1の規定は昭和40年2月1日から、この訓令による改正後の艦船乗組員たる海上自衛官の公務災害補償実施規則の規定は、昭和40年2月26日から適用する。

附 則(昭和42年7月26日庁訓第14号)

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則(昭和45年5月29日庁訓第21号)

この訓令は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月29日庁訓第31号)

この訓令は、昭和48年6月29日から施行する。

附 則(昭和53年7月1日庁訓第30号)

この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月13日庁訓第1号)

この訓令は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則(昭和56年2月10日庁訓第1号)

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、第9条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日庁訓第10号）

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日庁訓第11号）

この訓令は、昭和56年3月29日から施行する。

附 則（昭和57年3月20日庁訓第3号）

この訓令は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月30日庁訓第1号）

1 この訓令は、昭和61年1月31日から施行し、この訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令第2条第13号、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第4条及び第8条第1項並びに自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第13条の規定は、昭和61年1月1日から適用する。

2 この訓令の施行日前において、改正前の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令並びに自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の規定に基づき、同日以降に与えられるものとされた休暇に係る手続は、改正後のこれらの訓令の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（昭和61年3月18日庁訓第6号）

1 この訓令は、昭和61年3月18日から施行する。ただし、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第2項第4号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 産後6週間を経過した日がこの訓令の施行前であつた女子である非常勤の隊員については、この訓令による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第2項第2号の規定は、適用しない。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第12号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（昭和63年4月16日庁訓第31号）

1 この訓令は、昭和63年4月17日から施行する。

2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和63年総理府令第3号）附則第2項の規定による休養時間の指定が行われる間、当該指定が行われる職員に対するこの訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令第2条第14号の2及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第13条第2項の規定の適用については、これらの規定中「施行規則附則第6項から第9項まで」及び「規則附則第6項から第9項まで」とあるのは、「自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和63年総理府令第3号）附則第2項」とする。

附 則（昭和63年12月28日庁訓第42号）

1 この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

2 昭和64年12月30日までの間に行う特別昇給に関するこの訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第14号）第4条第3号の規定の適用については、同号中「休養日」とあるのは、「休養日、自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和63年総理府令第59号）による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）附則第6項から第9項までの規定により指定された休養時間」とする。

附 則（平成3年3月2日庁訓第2号）

この訓令は、平成3年3月2日から施行する。

附 則（平成4年4月21日庁訓第42号）

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年8月10日庁訓第54号）

この訓令は、平成4年8月10日から施行する。

附 則（平成6年8月25日庁訓第43号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日庁訓第13号）

この訓令は、平成7年3月30日から施行する。

附 則（平成7年6月27日庁訓第40号）

この訓令は、平成7年6月30日から施行する。

附 則（平成8年3月29日庁訓第20号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月27日庁訓第56号）

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日庁訓第14号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月2日庁訓第46号）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則（平成11年3月30日庁訓第22号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月22日庁訓第13号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（平成15年3月27日庁訓第21号）

この訓令は、平成15年3月27日から施行する

附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成16年12月28日庁訓第83号）

1 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

2 自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第106号）附則第2項の「長官が定める日又は時間」は、同令による改正前の自衛隊法施行規則第49条第1項第9号の休暇を使用した1暦日につき1日（再任用短時間勤務隊員にあ

つては、8時間)とする。

附 則 (平成17年3月30日庁訓第32号) (抄)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月29日庁訓第63号) (抄)

1 この訓令は、平成17年7月29日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号) (抄)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日庁訓第63号) (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月26日庁訓第75号)

1 この訓令は、平成18年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 第1条の規定による第改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第2条第2項又は第3項の規定の適用については、この訓令の施行の際、現に自衛官以外の隊員が次の各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該隊員の事情を考慮して必要があると認められる間、なお従前の例による。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある自衛官以外の隊員(当該自衛官以外の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができる者として人事教育局長の定める者に該当する場合における当該自衛官以外の隊員を除く。)がその子を養育する必要があること。

(2) 小学校に就学している子のある自衛官以外の隊員が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。)を出迎えに赴く必要があること。

(3) 要介護者のある自衛官以外の隊員であって、当該要介護者を介護する必要があること。

3 第2条の規定による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第5条第1項の規定の適用については、この訓令の施行の際、現に自衛官が次の各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該自衛官の事情を考慮して必要があると認められる間、なお従前の例による。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある自衛官(当該自衛官の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができる者として人事教育局長の定める者に該当する場合における当該自衛官を除く。)がその子を養育する必要があること。

(2) 小学校に就学している子のある自衛官が、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成される者に限る。)を出迎えに赴く必要があること。

(3) 要介護者のある自衛官であって、当該要介護者を介護する必要があること。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日省訓第24号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第1条の規定による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第6条第1項第1号及び第2条の規定による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第14条第1項第1号中「福祉ホーム」とあるのは、「福祉ホーム並びに同法附則第41条第1項、第48条及び第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設」とする。
附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
附 則（平成19年12月25日省訓第166号）
この訓令は、平成19年12月26日から施行する。
附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。
附 則（平成20年9月30日省訓第52号）
この訓令は、平成20年10月1日から施行する。
附 則（平成21年3月11日省訓第4号）
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に第5条の規定による改正前の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令（以下「平成18年改正訓令」という。）附則第3項の規定の適用を受けている隊員の第2条の規定による改正後の自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第2条第3項又は第4項の規定の適用については、この訓令の施行の際現に当該隊員が第5条の規定による改正後の平成18年改正訓令附則第2項各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該隊員の事情を考慮して必要があると認められる間、当該規定中「午後5時15分」とあるのは「午後4時45分」と、「午後0時から午後1時まで」とあるのは「午後0時15分から午後0時45分まで」と読み替えて適用するものとする。
- 3 この訓令の施行の際現に第5条の規定による改正前の平成18年改正訓令附則第4項の規定の適用を受けている自衛官の第3条の規定による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第5条第1項の規定の適用については、この訓令の施行の際現に当該自衛官が第5条の規定による改正後の平成18年改正訓令附則第3項各号に掲げる事由により著しく支障が生じる場合に限り、当該自衛官の事情を考慮して必要があると認められる間、当該規定中「12時」とあるのは、「12時15分」と、「13時」とあるのは「12時45分」と、「17時15分」とあるのは「16時45分」と読み替えて適用するものとする。
附 則（平成21年7月29日省訓第48号）
この訓令は、平成21年8月1日から施行する。
附 則（平成22年6月21日省訓第24号）（抄）
(施行期日)

1 この訓令は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 施行日以後の日を早出遅出勤務の開始の日とする第2条の規定による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第2項第1号の規定による請求を行おうとする自衛官は、施行日前においても、人事教育局長の定めるところにより、同号の請求を行うことができる。

附 則 (平成22年6月30日省訓第26号) (抄)

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日省訓第44号) (抄)

1 この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日省訓第16号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日省訓第36号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日省訓第12号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日(附則第3項及び第4項において「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成25年3月7日省訓第8号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。ただし、「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第26項」を「同条第25項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日省訓第39号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月27日省訓第51号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第35号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月28日省訓第72号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日省訓第57号) (抄)

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日省訓第14号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日省訓第57号)

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日省訓第10号)

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日省訓第23号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月28日省訓第119号）

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日省訓第47号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

自衛艦隊司令官
護衛艦隊司令官
海上訓練指導隊群司令
航空集団司令官
航空群司令
潜水艦隊司令官
潜水隊群司令
艦隊情報群司令
海洋業務・対潜支援群司令
開発隊群司令
特別警備隊長
地方總監
基地隊司令
教育航空集団司令官
教育航空群司令
システム通信隊群司令
海上自衛隊警務隊司令
海上自衛隊潜水医学実験隊司令
東京音楽隊長
海上自衛隊東京業務隊司令
海上自衛隊各学校長
海上自衛隊補給本部長

別表第2（第12条関係）

教育職 俸給表 (一)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)
4級	5級	3級	7級

別表第3（第14条関係）

親 族	日 数
配偶者 父母	7日
子	5日
祖父母	3日（自衛官が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（自衛官が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（自衛官と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（自衛官と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟 姉妹	1日（自衛官と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日